

第1章 新規就農、機械・設備の導入、コストや収入減への補填

サポートが受けられるケース	要件/受益者	事業/制度	頁
■就農前に農業研修を受けたい	・15歳以上65歳未満	・香南市担い手育成センター研修支援事業	4
■就業前の研修にサポートを受けたい	・新規の農業専業/親元Uターン ・就農予定時の年齢が50歳未満	・香南市担い手支援事業 ・新規就農者育成総合対策（就農準備資金）	5 6
■新たに就農し、初期の農業経営の支援を受けたい	・就農予定時の年齢が50歳未満 ・農業後継者	・新規就農者育成総合対策（経営開始資金） ・香南市農業後継者推進事業	7 8
■新たに就農して機械の導入や農業施設を取得するための資金を借りたい	・認定新規就農者	・青年等就農資金（新規就農者に対する無利子制度）	9
■農地、施設、機械などの導入のため、長期の低利融資を受けたい	・認定農業者	・農業経営基盤強化資金（金利負担軽減）	10
■経営高度化に伴い農業機械を購入したい ■経営基盤の確立に必要な農業機械・施設を導入したい ■小規模/零細地域での共同利用機械・施設を導入したい ■安定的な生産～供給を実現する事業/機械を導入したい ■農業支援サービス事業で使う農業機械を導入したい	・将来の地域の農業を担う者として目標地区に位置付けられた者 ・認定農業者・認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者 ・地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者	・農地利用効率化等支援交付金	11
■園芸作物や非主食用米等の生産コストを補填してほしい	・販売農家 ・認定農業者 ・認定新規農業者	・水田活用の直接支払い交付金	12
■麦・大豆等の収入減を補填してほしい	・集落営農組織	・畑作物の直接支払い交付金	13

(注) この資料は当事者が補助金/制度に申請可能かどうかのあたりをつける情報です。このため申請に際しては、要件や補助率等の詳細確認が必要です。

<就農前に農業研修をご希望の皆様に①>

香南市担い手育成センター研修支援事業

助成事業の概要

高知県立農業担い手育成センターでの研修受講費を補助します。

対象者

- ・研修終了後、香南市で就農・居住する方
- ・15歳以上65歳未満

助成条件

- ①農業担い手育成センターの基礎研修（就農希望者長期研修）の研修費を対象
- ②国の農業次世代人材投資事業（就農準備資金）の給付期間は除く



助成内容（補助率）

- ・研修費の1/2以内

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<就農前に農業研修をご希望の皆様に②>

香南市担い手支援事業

助成事業の概要

新規就農を目指す方に農業研修機会を提供し併せて経済的サポートを行います。

対象者

- ・ 専業農家を目指す新規就農者
- ・ 親元へUターン就農する後継者 等



助成条件

- ①15歳以上～65歳未満
(育成タイプにより対象年齢が異なります。)
- ②高知県立農業担い手育成センターで3ヶ月以上の研修
- ③研修受入機関（指導農業士等）での研修
- ④後継者については、認定農業者である親元での研修

助成内容（金額）

- ①青年農業者支援（最長2年）
 - ・ 産地提案タイプ 月額2.5万円
- ②後継者育成支援（1年間）
 - ・ 研修機関受講タイプ 年額120.0万円
 - ・ 地域講座受講タイプ 年額 90.0万円

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<就農前に農業研修をご希望の皆様③>

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）

助成事業の概要

就農に向けて、県が認める研修機関等において研修を受ける者に対して支援します。

対象者

- ・ 就農予定時に49歳以下の者
- ・ 産地提案書の品目（ニラ・ピーマン・トマト・みかん・トルコギキョウ）で就農を希望する方



助成条件

- ①独立・自営就農、雇用就農、親元就農を目指すこと
- ②概ね1年以上、かつ年間1,200時間以上の研修を受けること
- ③前年の世帯所得が600万円以下であること

助成内容（金額）

- ・ 交付額：最大150万円/年（最長2年）

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<新たに就農をご希望の皆様①>

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

助成事業の概要

農業経営開始直後の新規就農者を支援します。

対象者

- ・ 認定新規就農者
- ・ 3親等以内が経営する品目とは違う品目で就農する方

助成条件

- ①独立・自営就農であること
- ②『人・農地プラン』に中心経営体として位置付けられていること、或いは農地中間管理機構（高知県農業公社）から農地を借り受けていること
- ③前年の世帯所得が600万円以下



助成内容（金額）

- ・ 交付額：
経営開始 1～3年目150万円/年
- ・ 前年の世帯所得が600万円（次世代資金含む）を超えた場合は交付停止

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<新たに就農をご希望の皆様に②>

香南市農業後継者推進事業

助成事業の概要

農業後継者の就農直後の経営を支援します。

対象者

農業後継者
(3親等以内の親族が経営する農業を
継承または従事する方)

助成条件

- ①香南市に居住し就農時の年齢が50歳未満
- ②就農後5年以内
(申請する年度の5年前の4月以降に就農)
- ③所得要件有
 - ・農業後継事業主の場合
前年所得250万円未満
 - ・農業後継従事者の場合
事業主と対象者の総所得が600万円未満



助成内容 (金額)

- ・ 交付額：100万円/年額 (最長2年間)

※交付終了後2年以内に離農した場合、
交付金を返還頂きます。

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<新たに就農して機械や施設を導入する新規就農者に>

青年等就農資金（新規就農者に対する無利子制度）

助成事業の概要

新たに農業経営を開始する方を応援するため、無利子での融資を支援します。

対象者

市から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者



資金使途

「青年等就農計画」の達成に必要な資金

- ・施設・機械、果樹、家畜等の購入に必要な資金※
- ・農地の借地料や施設・機械のリース料等の一括支払い等
- ・農業資材などの経費

※農地取得費は対象外です。

助成内容（補金額/補助率）

- ・融資限度額： 3,700万円以内
- ・返済期間： 17年以内
(据置期間5年以内)
- ・金利： 無利子

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

< 長期の低利融資を受けたい皆様に >

農業経営基盤強化資金（金利負担軽減）

助成事業の概要

認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を資金面で支援します。

対象者

認定農業者(個人・法人)

※個人の場合、簿記記帳を行っていること、または今後簿記記帳を行うことが条件となります。



資金使途

「農業経営改善計画」の達成に必要な資金

- ・ 農地等（取得、改良、造成等）
- ・ 施設、機械（処理加工施設、流通販売施設も対象）
- ・ 果樹、家畜（購入、新植・改植費用、育成費も対象）
- ・ その他の経営費（長期運転資金他）
- ・ 経営の安定化（負債の整理他）
- ・ 法人への出資金

助成内容（補助率/金額）

- ・ 融資限度額： 個人 3億円以内
法人 10億円以内
- ・ 返済期間： 25年以内
(据置期間10年以内)
- ・ 金利：日本政策金融公庫所定の固定金利

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

< 農業経営の高度化や共同機械利用をご検討の皆様にご挨拶 >

農地利用効率化等支援交付金

助成事業の概要

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。

対象者

将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者、認定農業者・認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者

助成条件

- ・融資を受けて機械等の導入を行うこと。
- ・事業が単年度で完了すること。
- ・事業費が50万円以上であること。
- ・事業の対象となる機械は、耐用年数が概ね5年以上20年以下のものであること。
- ・軽トラ、PC、倉庫等農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
- ・助成対象者の成果目標に直結するものであり、既存の機械等の単なる更新を行うものではないこと。



助成内容（補助率/金額）

補助率：融資残額のうち
事業費の3/10以内等
補助上限額：300万円

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<水田で麦・大豆・飼料用米などを生産する皆様に>

水田活用の直接支払い交付金

助成事業の概要

- ・水田で麦・大豆・飼料用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食糧自給率の向上を図ります。
- ・地域の特色のある魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

(実施主体：香南市地域農業再生協議会)



対象者

販売目的で対象作物を対象水田で生産されている農家/集落営農組織

助成条件

交付対象の水田において、出荷・販売を目的として、麦・大豆の他、対象となる野菜等を生産していること

助成内容

対象作物：平均交付単価(10a当たり)

・戦略作物助成

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ①麦、大豆、飼料作物： | 35,000円 |
| ②WCS用稲： | 80,000円 |
| ③加工用米： | 20,000円 |
| ④飼料用米、米粉用米： | 55,000円～105,000円
(収量に応じて変動) |

・産地交付金

ニラ・メロン・トマト他数品目 最大20,000円
※対象作物についてはお問合せください。

お問い合わせ：香南市地域農業再生協議会 0887-50-3025

<麦・大豆などを生産される皆様に>

畑作物の直接支払い交付金

助成事業の概要

麦、大豆、そば、なたねの生産・販売を行う
農業者に対して、交付金を直接交付します。
(実施主体：香南市地域農業再生協議会)

対象者

- ・ 認定農業者
- ・ 集落営農
- ・ 認定新規就農者



助成条件

麦、大豆、そば、なたねの生産・販売を
行っていること

助成内容

- ・ 対象作物：平均交付単価
 - ①小麦 6,340円/60kg
 - ②大豆 9,840円/60kg
 - ③そば 17,550円/45kg

※その他作物については個別にお問い合わせください。

お問い合わせ：香南市地域農業再生協議会 0887-50-3025